

入札説明書
(一般競争入札)

旧優生保護法補償金等支給の周知に係る
新聞広告掲載業務委託

子 育 て 支 援 課

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

入札説明書項目

- 公告
- 入札手続き
- 入札参加者心得
- 「入札保証金・契約保証金」の注意事項
- 仕様書
- 業務委託契約書（案）
- 誓約書

<様式>

- ・ 入札参加申請書
- ・ 入札書
- ・ 業務履行証明書
- ・ 委任状

公告

福岡県が発注する役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約内容

(1) 契約事項名

旧優生保護法補償金等支給の周知に係る新聞広告掲載業務委託

(2) 契約内容及び特質等

別添仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加条件をいう。以下同じ。）

次の全ての要件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、希望業種及び等級が次に該当する者

大分類	中分類	希望業種名	等級
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度以上とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする

イ 同程度の基準は、5段の新聞広告を1回以上とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該入札に関する事務を担当する部局

福岡県福祉労働部子育て支援課母子保健係（行政棟南棟2階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3307

5 入札参加申請書の提出

(1) 提出場所

4に同じ。

(2) 提出方法

持参

(3) 提出期限

令和7年11月21日(金曜日) 17時 必着

6 入札書の提出

(1) 提出場所

4に同じ。

(2) 提出方法

持参

(3) 提出期限

令和7年11月26日(木曜日) 17時 必着

7 入札保証金

見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金(現金又は小切手)又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

8 入札保証金等の納付

(1) 現金又は小切手により入札保証金を納付する場合

ア 納付場所

4に同じ。

イ 納付方法

持参 ※事前に連絡した上で現金又は小切手を持参すること

ウ 納付期限

令和7年11月25日(火) 14時

(2) 7(1)又は(2)の書類を提出する場合

ア 提出場所

4に同じ。

イ 提出方法

持参

ウ 提出期限

令和7年11月26日(水) 17時

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区千代1丁目20-31 千代合同庁舎 C801B会議室

(2) 日時

令和7年11月27日(木曜日) 14時

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできない。

- (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札。
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額(税込金額)の100分の5に達しない入札。
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。
- (9) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

12 落札者がいない場合の措置

開札し落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。入札者又はその代理人のすべての同意が得られれば直ちにその場で行う。

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 その他

- (1) 落札後、落札者は契約書の作成し、併せて暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

入札手続き

- 入札説明会はありません。
- 入札参加希望者は公告及び下記事項を熟知のうえ、入札してください。

1 入札参加申請書

- ・ 提出方法等は公告のとおり。
- ・ 提出期限：令和7年11月21日（金曜日）17時
- ・ 入札参加条件に適合しない者は、入札に参加できません。

2 入札書

- ・ 提出方法等は公告のとおり。
- ・ 提出期限：令和7年11月26日（水曜日）17時
- ・ 日付がないものや、日付に記載誤りがある場合などは、当該入札書は無効となりますので注意してください。

3 入札保証金

- ・ 詳細は「「入札保証金・契約保証金」の注意事項」のとおり。
- ・ いずれの保証金も納付が免除される場合がありますのでご確認ください。

4 開札

- ・ 開札には、本人又は代理人として委任を受けている方の立ち合いが必要です。また、代理人の場合は委任状が必要です。
- ・ 当日は、名刺を持参し、提出してください。名刺を忘れ、本人又は代理人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。
- ・ 1回目の入札で落札者が無く、全員の同意が得られれば、その場で2回目の入札を行うこともあります。できるだけそのときの準備もお願いします。もしその場で全員の同意が得られない場合は、数日後にあらためて2回目の入札を行います。
- ・ ただし、いずれの場合も1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

入 札 参 加 者 心 得

入札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書き換えたり、撤回することができないので、誤算や違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 次の入札書は無効となる。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額の100分の5に達しない入札。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できない入札。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者が入札した入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

「入札保証金・契約保証金」の注意事項

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの方法で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出する必要があります。

① 入札保証金を納める。（入札しようとする税込金額の5%以上）

納付期限：令和7年11月25日（火）14時

入札保証金を納める場合は、必ず事前に御連絡の上、現金又は小切手を子育て支援課に持参してください。

手続きの際には「保証金等納付書」に記名押印をいただきます。

② 入札保証保険証書を提出する。（入札しようとする税込金額の5%以上）

提出期限：令和7年11月26日（水）17時 ※入札書提出期限と同一

保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③ 履行証明を提出する。（様式は入札説明書中の「業務履行証明書」を参照）

提出期限：令和7年11月26日（水）17時 ※入札書提出期限と同一

・これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は、過去2年間のもの計2件が必要です。

・証明書は、他の支店や営業所が履行したものではなく、本店又は入札する支店が履行したものがが必要です（同一の会社でも、他の支店での履行証明は不可）。なお、「同種・同規模」とは、入札しようとする金額の税込み金額の20%を超える同種の契約実績を2件分ということになります。

（例：100万円が入札金額の場合、税込み金額が110万円になりますので、その20%を超える22万円以上の契約実績が2件分必要です。ただし、合計ではなく、それぞれの契約実績が22万円を超える実績となります。）

・様式は入札説明書の中にあります。契約書の写しでは不可となりますのでご注意ください。

・落札後の契約保証金も入札保証金の場合と同様ですが、入札保証金と率が異なるため、金額が変わります。

入札保証金 契約保証金

①保証金納付	5%	10%
②保証保険	5%	10%
③履行証明	20%	20%

また、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

旧優生保護法補償金等支給の周知に係る新聞広告掲載業務委託契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、別紙旧優生保護法補償金等支給の周知に係る新聞広告掲載業務仕様書（以下「仕様書」という。）により、次のとおり委託契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務名）

第1条 業務名は「旧優生保護法補償金等支給の周知に係る新聞広告掲載業務」（以下「業務」という。）とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和7年 月 日から令和8年 月 日までとする。

（委託料）

第3条 委託料の額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号に該当するほかこれを徴する。

（業務の実施場所）

第5条 受注者は、業務を受注者の事業所内で行うものとする。ただし、発注者が資料、情報及び機器等を受注者に貸与するときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（法令等の遵守）

第6条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、関係法令等に準拠しなければならない。

（秘密保持）

第7条 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与又は使用させてはならない。

（個人情報の保護）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（業務の監督）

第9条 発注者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受注者の業務の実施状況等について受注者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

（報告書の提出）

第10条 受注者は、各月の業務実施状況に関する実績報告書を翌月の10日までに受注者の定める様式により発注者に報告し、検査後の検体は最低でも1年間保存するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者から報告書の提出を受けたときは、当該業務が契約の内容に適合するものであるか検査することができる。

（委託料の支払）

第11条 受注者は、実績報告書を発注者に提出したときは、発注者に対して請求書により委託費の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、受注者に委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 前項の場合において、発注者の責に帰すべき理由によるものを除き、受注者はその生じた損害を賠償する責任を負う。

(危険負担)

第13条 検体に滅失又は損害が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき理由によるものを除き、その復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(仕様変更)

第15条 発注者は、業務に関連する法令の改正等によともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者と協議の上、仕様書を変更することができる。

2 前項の場合において、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議して定める。

(事情変更による委託料の変更)

第16条 発注者又は受注者は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第 14 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から 10 日以内に、委託料の 100 分の 10 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- 二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- 三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- 四 解散の決議をしたとき。
- 五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受け、この契約の履行が困難であると合理的に判断されたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- 二 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

七 第26条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

八 第26条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

九 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、委託料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
(暴力団排除)

第19条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当する

ことができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条 受注者は、第15条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第24条 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(遅滞損害金)

第25条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、委託料の年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第26条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第27条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第 28 条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者

福岡県

代表者

福岡県知事 服部 誠太郎

受注者

保有個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、発注者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受注者は発注者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第 8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第 9 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第 10 受注者は、上記のほか、発注者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第 11 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第 12 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 13 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第 14 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 受注者は、第 1 項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(調査)

第 15 発注者は、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

（指示及び報告）

第 16 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

（取扱記録の作成）

第 17 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、発注者に報告するものとする。

（運搬）

第 18 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第 19 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 発注者は委託者である福岡県を、受注者は受託者を指す。
- 2 前記特記事項中第 1、第 2、第 4、第 11 から第 14 まで及び第 19 に掲げる事項については、必須事項である（契約書中に別に定めがある場合を除く。）が、その他委託事務の実態に即して、適宜必要事項を追加し、又は不要な項目を省略することができる。
- 3 「保有個人情報の秘匿性等その内容」には、特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、特定個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る性質・程度等が含まれる。

旧優生保護法補償金等支給の周知に係る新聞広掲載業務仕様書

1 掲載紙、掲載段数・回数及び掲載日

掲載紙	掲載形式・回数	掲載日
朝日新聞	5 段 計 1 回	令和 8 年 1 月 1 5 日～ 1 月 2 4 日（朝刊）の いずれかの日
毎日新聞		
読売新聞		
西日本新聞		

2 掲載エリア

福岡県全域

3 紙面作成の要領

- （1）受託業者は、県の希望をもとに県と協議して掲載日を決定すること。
- （2）資料等は県が提供する。受託業者は、県の指示を受けて原稿を作成すること。
- （3）新聞紙面を作成するにあたってのラフレイアウト、凸版、写植、及び紙面で使用する記事、写真、グラフ、イラスト作成等についても受託業者で行うこと。
- （4）原稿は、見出し及びお知らせ等を含み、受託業者は、編集・割付け作業を実施する際は県の意見を尊重すること。
- （5）紙面作成の流れは以下のとおりとし、校正回数は3回程度とする。

①資料等の提出	掲載日の30日前まで
②初校提出	〃 20日前まで
③再校提出	〃 10日前まで
③最終校正	〃 5日前まで

- （6）紙面は、各社とも同一を原則とし、掲載後、掲載紙各1部及び掲載原稿のA4判1部を提出すること。

誓 約 書

令和 7 年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 旧優生保護法補償金等支給の周知に係る新聞広告掲載業務の実施に係る業務委託契約書第 19 条（以下「暴力団排除条項」という。）第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記 1 の暴力団排除条項第 1 項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜「旧優生保護法補償金等支給の周知に係る新聞広告掲載業務」の実施に係る業務委託契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

（暴力団排除条項）

- 第19条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
 - 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。